高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（業務方法書の記載事項）

第一条　独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項

二　法第十三条第二号に規定する医療の提供に関する事項

三　法第十三条第三号に規定する技術者の研修に関する事項

四　法第十三条第四号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項

五　国立がん研究センターの建物の一部、設備、器械及び器具を、国立がん研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項

六　業務委託の基準

七　競争入札その他契約に関する基本的事項

八　その他国立がん研究センターの業務の執行に関して必要な事項

2　独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　法第十四条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項

二　法第十四条第二号に規定する医療の提供に関する事項

三　法第十四条第三号に規定する技術者の研修に関する事項

四　法第十四条第四号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項

五　国立循環器病研究センターの建物の一部、設備、器械及び器具を、国立循環器病研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項

六　業務委託の基準

七　競争入札その他契約に関する基本的事項

八　その他国立循環器病研究センターの業務の執行に関して必要な事項

3　独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　法第十五条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項

二　法第十五条第二号に規定する医療の提供に関する事項

三　法第十五条第三号に規定する調査及び研究に関する事項

四　法第十五条第四号に規定する技術者の研修に関する事項

五　法第十五条第五号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項

六　国立精神・神経医療研究センターの建物の一部、設備、器械及び器具を、国立精神・神経医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項

七　業務委託の基準

八　競争入札その他契約に関する基本的事項

九　その他国立精神・神経医療研究センターの業務の執行に関して必要な事項

4　独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　法第十六条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項

二　法第十六条第二号に規定する医療の提供に関する事項

三　法第十六条第三号に規定する調査及び研究に関する事項

四　法第十六条第四号に規定する技術者の研修に関する事項

五　法第十六条第五号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項

六　法第十六条第六号に規定する施設の設置及び運営に関する事項

七　国立国際医療研究センターの建物の一部、設備、器械及び器具を、国立国際医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項

八　業務委託の基準

九　競争入札その他契約に関する基本的事項

十　その他国立国際医療研究センターの業務の執行に関して必要な事項

5　独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　法第十七条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項

二　法第十七条第二号に規定する医療の提供に関する事項

三　法第十七条第三号に規定する技術者の研修に関する事項

四　法第十七条第四号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項

五　国立成育医療研究センターの建物の一部、設備、器械及び器具を、国立成育医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項

六　業務委託の基準

七　競争入札その他契約に関する基本的事項

八　その他国立成育医療研究センターの業務の執行に関して必要な事項

6　独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　法第十八条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項

二　法第十八条第二号に規定する医療の提供に関する事項

三　法第十八条第三号に規定する技術者の研修に関する事項

四　法第十八条第四号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項

五　法第十八条第五号に規定する施設の設置及び運営に関する事項

六　国立長寿医療研究センターの建物の一部、設備、器械及び器具を、国立長寿医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項

七　業務委託の基準

八　競争入札その他契約に関する基本的事項

九　その他国立長寿医療研究センターの業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の認可の申請）

第二条　国立高度専門医療研究センター（法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（国立高度専門医療研究センターの最初の事業年度の属する中期計画については、国立高度専門医療研究センターの成立後遅滞なく）、当該中期計画を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　国立高度専門医療研究センターは、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。